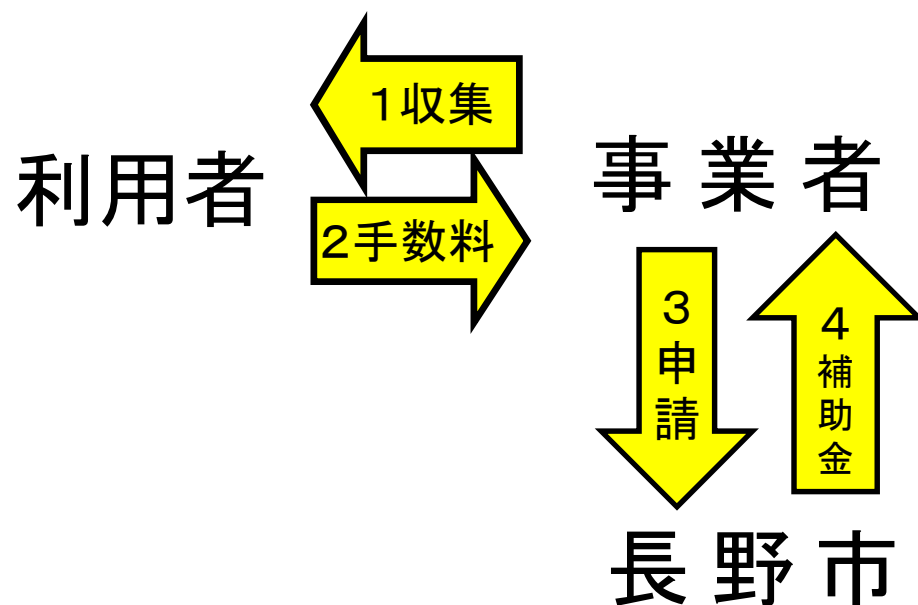


許可制と委託制の比較

参考資料 6

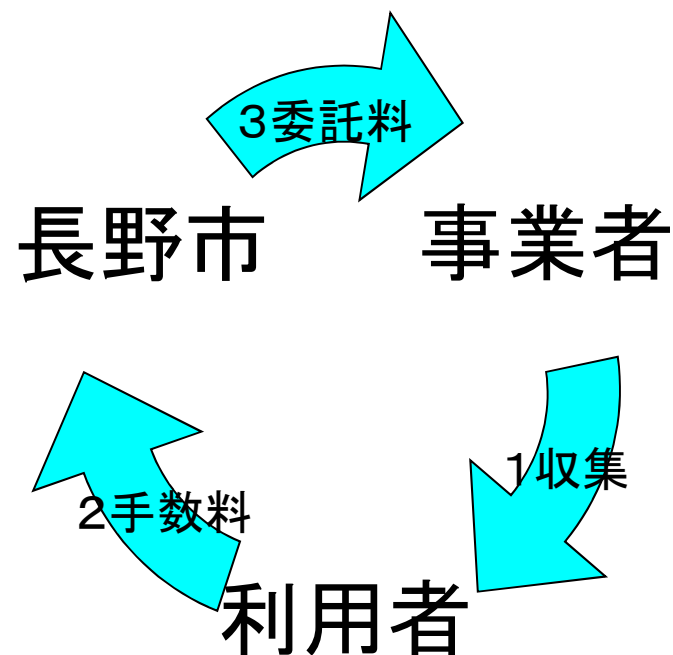
H27.6.30 第2回専門部会提示資料

許可制 (現行)



※収集は事業者と利用者の私的契約のため、顧客データは事業者が管理している。

委託制



区分	許可制（現行）	委託制
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量の減少により、収入が減少している。 ・収集世帯の散在化により、収集効率が悪化している。 （→ コスト・アップ） ・収集作業のほか、手数料徴収事務が発生する。 （→ 煩雑化） ・未払いがあった場合、補填されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量に応じた収集体制の維持が保障される。 ・手数料徴収事務が不要となる。（→ 市が徴収） ・未払いの心配が不要となる。 ・委託事業者としての責務が生じる。 （→ 市民対応、守秘義務等）
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・収集事業者にすべて依存している。 ・廃業により、未収集エリアが発生する可能性がある。 ・行政の意向が反映しづらい。 ・利用者の実態が把握できない。 ・手数料が市の収入になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の意向が、事業者、市民双方に反映できる。 ・収集量に応じた収集体制を確保できる。 ・事業者と連携し、市民サービスの維持・向上が図られる。 ・未収集エリアを発生させることがない。 ・利用者の実態が把握できる。 ・予算化（委託料）が必要となる。 ・手数料徴収事務が発生する。
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との接点がない。 ・口座振込みの場合、振込手数料が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の事情を市に伝えられる。 ・口座振込みの場合、振込手数料が不要となる。



H25.10.29 一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について（答申）

（附帯意見）※抜粋

今後より一層収集量の減少が見込まれることから、安定した収集体制確保に向け、将来的に許可地区を委託制へ、及び委託地区を総価契約への移行を検討すること。